

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第三十一号

昭和三十六年五月十八日(木曜日) 午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事金子 岩三君 理事田中 榮一君

理事中島 茂喜君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 總義君 理事阪上安太郎君

宇野 宗佑君 小澤 太郎君

大沢 雄一君 大竹 作摩君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

久保田 門次君 富田 健治君

中山 マサ君 前田 義雄君

松山千恵子君 佐野 憲治君

二宮 武夫君 野口 忠夫君

松井 誠君 三木 喜夫君

山口シヅエ君 山口 鶴男君

門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警視總監 木村 行藏君

警察庁保安局長 木村 行藏君

検事(刑事局長) 事 竹内 壽平君

自治事務官 藤井 貞夫君

自治局長(行政局長) 藤井 貞夫君

自治事務官 奥野 誠亮君

財政局長(財政局長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

参議院議員 紅露 みつ君

参議院議員 藤原 道子君

参議院議員 赤松 常子君

参議院議員 市川 房枝君

参議院法制局長 事 (第二部長) 廣原 仁君
専門員 岡地与四松君

五月十七日
委員大竹作摩君、安宅常彦君及び山口シヅエ君辭任につき、その補欠として一萬田尚登君、成田知巳君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員一萬田尚登君辭任につき、その補欠として大竹作摩君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員成田知巳君及び和田博雄君辭任につき、その補欠として三木喜夫君及び山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(参議院送付)
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二二号)(参議院送付)
地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二二号)(参議院送付)

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に關する法律案(参議院提出、参法第一六号)
地方財政に關する件

○濱田委員長 これより會議を開きます。地方財政に關する件につきまして政府より發言を求められておりますので、これを許します。奥野財政局長。

○奥野政府委員 昨日本田委員から、公営企業の健全性を維持するという意味において、参議院において私が答弁しておりましたことと、本委員会において答弁しておりましたこととの間に食い違いがあるのではないかとというような御質問がございました。速記録を調べてみたわけでございますけれども、そういう相違点は見出せないわけでありまして、ただ、いろいろお話を伺っております。ただ、公営企業の会計において地方債を起す範囲、起させる範囲について説明をした点がございまして、地方債を財源とするのできる範囲を、地方財政法の第五条に地方団体が書いておるのでございまして、その中で、公営企業につきましては広く公営企業の経費の財源とする場合については地方債を起すことができるのだ、こう書いてございまして、公営企業会計で建設をやつていく、そういう資金に地方債を起させることはもちろん、運営の点についても地方債をその経費について起すことができるのだ。こう答えた点について若干誤解が生じているように思われるのでございまして、たとえば病院経営を始めます場合に、さしあたり薬剤の購入等の経費資金にも事欠いていくということがあるわけでございます。そういう場合には、ある程度地方債を財源として薬

剤を買つていくということがあつても差しつかえないのじゃないだろうか、かような場合におられるわけでございます。そういふ場合には貸借対照表で一方には会計資金がございまして、しかし他方には薬剤の資産が計上されておるわけでございますので、見合ひにおいながら、その団体の収支を判断していくことができるわけでございます。ただ、それが食いつぶされていくということになる場合には、当然貸借対照表上も損金に計上されなければつじつまが合いません。もとより一般的な運営に於いて地方債を起すことは、御心配になります健全財政を阻害していくのじやないかとおそれるも生じてくることも多分にはございまして、そういうおそれがないように公営企業の地方債については厳重に内容を調査した上でないか、みだりに認めていかない、こういう態度は特に申し上げたいと思つております。太田先生御心配になつていただいておられます点、私たちも全く同意でございますので、運営の上におきましてそういうおそれを生じないよう将来とも深く成心をしていきたいと考えておられるわけでございます。

○濱田委員長 ただいまの發言について、太田一夫君から發言を求められておりますのでこれを許します。太田君。

○太田委員 時間を拝借してはなはだ恐縮でありますけれども、地方公営企業のあり方の基本に觸れておるものだと思つたので、前会からそれをいろいろ多方面からお尋ねしたわけでありませうけれども、今の奥野局長の御意見はよくわかるわけです。そういうふうな考え方でこの公営企業の地方債は運営され、利用されるものだ、活用されるものだと思いますが、たまたま参議院の四月十八日の地方行政委員會議の議録七ページにありますが奥野政府委員の御答弁は「公営企業の建設なり、あるいは運営なりに要する資金につきましては、広く地方債の発行を認めること、こういう態度をとつておられるわけでございます。」といふことをおっしゃつたわけですが、これが一つの解釈といたしまして、建設に伴うところの營業開始に必要となるところのいろいろな準備の費用、たとえば病院を開設した場合の病院の建物とその中にありところのとりあえずの備品なり薬料であります。一般にいえばそういう備品のございまして、その資金でやるということについて、私もそんなことは別に差しつかえないし、そうなくちややつていけないでしょう。それはわかる。けれども、運営一般というところにこれが拡張解釈されまして、建設も改良も運営も一切は地方債をもつて充てることができるといふような甘い考え方をもちますと、この公営企業法第三条の経営の基

本原則には合致しないことになる。いわゆる経済性を発揮すると同時に、公共の福祉と起債を起してそれをいわゆる經常費、たとえば電氣代、ガス代、ある

いは消耗品代に投入をしていくという
こと、これが認められるというよう
な安易な観念を抱かせますことにな
らば、これはその公営企業そのもの
非常に不健全な基礎に置きますと
同時に、地方民の負担を不必要に
大きくするわけですから、さうい
うことのないように、この公営企
業法の第十七条にあります通りに、
事業の経営に伴う収入をもつて経
費に充てるといふ原則を強調すべ
きじゃないかと思ふのです。たまた
ま今回の法案は出資金が認められ
まして、地方自治体は地方公営企
業に出資をすることができ、その出
資に見合ふとは何だといえ、地方
公共団体の中では、これは自分の
ところにあるところのみならず、ま
かなえる資金、場合によっては、
貧弱な市町村におきましては地方債
を起して、それをもち、その資金を
出資して、事業の経営を健全ならし
めよう、こう今度の法案ではお考え
になつたわけですか。どちらの方法
をとられようとするか。それによ
り、出資金の制度はいいです。それ
はよろしい。けれども、資本を増加
いたしました場合に、その資本を食
つてしまふことをおぼやかしな
い。この前のときに食つてしまふ
こと、これは認めぬと奥野政府委員
がおっしゃつたと思ふから、私
は、この委員会において資本を食
つてしまふことならば、地方債
もあるいは交付公債もあるいはその
出資金も、どういふ方法によつて
その資金調達がはかられても差
しつかえないと思ふのです。それ
が、それが一時借入金でありまして

も、借入金というものは、これは今
までの世の常の経済性というものを
言ふならば、修繕費や支払い利息
などに該当すべきものではない。あ
くまでそのうらものはそのときの
収入の中からなるべく生み出すよ
うにすべきであつて、増強する費
用ならばこれは借入金でいいわけ
です。いわゆる起債でよろしい、
借入金でよろしい、さういふこと
になるわけですか。その点を私は
心配しておるわけですか。だから
資本的なのは食いつぶしては相
ならない、食いつぶしてはいけ
ない、起債は必ず返すなさい。と
ころが起債をすれば利子をはら
なければならぬから、それでは
出資金をもつて無利子の金を使
おうという考え方に今度の法改正
で追いつかれてもこれはいかぬ。
とにかくこの公営企業法の原則は、
第三条、第十七条とともにかたく守
られること、これは地方住民の福
祉といふことでは実現できないし、
かえつて健全なる基礎といふもの
がこわされる。私は心配するの
です。ですからさういふ点、資本
の食いつぶし、起債をすれば利子
をはらわなければならないといふ
ことは決してさせない。どんどん
起債をすれば利子をはらわな
いといふことは永久にないとい
うことでは困るわけですか。そこ
で、この前の奥野政府委員の参議
院におきます御答弁を少し心配
をしましてさつきからお尋ねした
わけですから、私の考へておるこ
とはさういふことで、出資精神に
おいては私とあなたと一致して
おると思ふのです。これはさうい
ふことではよろしいと思ふか。
○奥野政府委員 太田委員の公
営企業法についてのお考え方は全
く同感でございます。さういふ御
心配のないように

将来とも地方債の運用その他に
当たつていきたい、かように考
へております。
○濱田委員長 これより市町村職
員共済組合法の一部を改正する
法律案及び地方公営企業法の一
部を改正する法律案、右両案を一
括して議題といたします。
両案に対する質疑は前会におい
て終了してあります。
これより両案を一括して討論に
付する順序であります。討論の申
し出もありませんので、直ちに採
決に入ります。
まず市町村職員共済組合法の一
部を改正する法律案について採決
いたします。
〔賛成者起立〕
○濱田委員長 起立総員。よつて、
本案は全会一致をもって原案の
通り可決すべきものと決しました。
次に、地方公営企業法の一部を
改正する法律案について採決いた
します。
本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕
○濱田委員長 起立総員。よつて、
本案は全会一致をもって原案の
通り可決すべきものと決しました。

○濱田委員長 次市新市町村建設
促進法の一部を改正する法律案を
議題といたします。
本案に対し質疑があればこれを許
します。別に質疑もないようであ
りますので、本案に関する質疑は
終局いたします。
○濱田委員長 本案に関し、自由
民主党、日本社会党及び民主社
会党三派共同提案にかかる修正
案が提出されております。
新市町村建設促進法の一部を改
正する法律案に対する修正案
新市町村建設促進法の一部を改
正する法律案の一部を次のよう
に修正する。
本則中附則第二項ただし書の改
正規定の一部を次のように改
める。
「ただし、」の下に「この法律の
施行の日から起算して五箇年を経
過した時までに第二十七条又は
第二十七条の規定により町村合
併調整委員の調停に付された市
町村の境界変更に関する争論で
その時までに解決してないもの
については、第二十七条の規定
(同条)において準用される規
定(同条)において適用される規
定及び当該適用される規定によ
り準用される規定を含む。)は、
その時以後も、なおその効力を
有するものとす。」を加える。
○濱田委員長 まず修正案の趣旨
説明を求めます。小澤太郎君
○小澤(木)委員 ただいま議題とな
つております新市町村建設促進
法の一部を改正する法律案に對
する自由民主党、日本社会党、
民主社会党の共同提案によりま
す修正案の提案理由並びにその
内容の概要について申し上げます。

修正案はお手元にお配りしてあり
ますので、朗読を省略させていただきます。
その趣旨は、町村合併に伴う境界
変更に関する紛争の処理について
は、関係規定の有効期間を今後
もおお続けすること、引続き紛
争処理のため、政府及び当事者
が一その努力を傾注することが
円満な解決のために適切と考え
られるからであります。何とぞ
慎重御審議の上、御賛同下さ
るようお願い申し上げます。
○濱田委員長 以上をもって修正
案の趣旨説明は終わりました。
○濱田委員長 修正案に対し発言
があればこれを許します。別に
発言もないようであります。こ
れより原案並びに修正案を一
括して討論に付する順序であ
ります。討論の申し出もありません
ので、直ちに採決に入ります。
まず新市町村建設促進法の一
部を改正する法律案に對する三
派共同提案の修正案について採
決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を
求めます。
〔賛成者起立〕
○濱田委員長 起立総員。よつて、
本案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正案を除いた
原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕
○濱田委員長 起立総員。よつて、
修正案を除いては原案の通り可
決すべきものと決しました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

○濱田委員長 本案に關し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○小澤(木)委員 ます案文を朗読いたします。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

市町村の境界変更に関する争論の解決についての規定の適用期限を延長する修正を加えたのであるが、政府は、その趣旨に沿い、引き続き全力をあげて、その紛争の解決に当り、可及的短期間に事態の円満な取扱をはかるべきである。

次に、その趣旨を御説明いたします。町村合併に伴う境界変更に関する紛争の処理については、関係規定の有効期間を今後もなお継続することとしたのであります。紛争の処理にあつては、引き続き政府及び当事者が早急に一その努力を傾注し、可及的すみやかな紛争の円満な解決のため、ぜひとも必要と思われましますので、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案により附帯決議を付したいと存じます。

何とぞ御賛同されるようお願いいたします。

本附帯決議案に対して発言があればこれを許します。

○川村(維)委員 委員長ちよつと一言。この際、私は自治省当局に強く御要望申し上げておきたいと思ひます。

○濱田委員長 次にお諮りいたしました。すなわち、ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任をお願いいたします。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 次に、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に關する法律案を議題といたします。

○小澤(木)委員 いわゆる酔っぱらい天国と言はれて、あまりにも酔っぱらいが寛大に扱はれておられます。この現状におきまして、このような法案の成立は私もおかねてから待望しておつたところでございます。

○濱田委員長 以上をもちまして趣旨説明は終わりました。

では善処したいと考へております。

○濱田委員長 これより採決いたします。

○濱田委員長 起立議員。よつて本案は附帯決議を付することに決しました。

○濱田委員長 次にお諮りいたしました。すなわち、ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任をお願いいたします。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 次にお諮りいたしました。すなわち、ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任をお願いいたします。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

んだものともなり、また生きたものとしてその趣旨を十分に到達することが出来る。こう思ふのでありますので、私は主としてこれの執行に當たる政府当局に對しまして、この法律に對する考へ方、氣がまえあるいはその執行の方等についての所見をまず伺いたいと思ふのであります。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

警察が格別にこのために非常な変わった執行態度をとるといふことにはならないといふふうに思ふのでございませう。しかし警察といたしまして、そうした一般の社会の風潮と相待ちまして警察における取り締まりについても、おのずから従来とは変わった行き方も若干出てくるのではないかと、いふふうに思ふのでございませう。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

までしないでも済むということ、これはやはり警察としては措置しやしない問題になるのではないかと、いろいろに思います。

それからお尋ねの六条関係は、これは警職法の六条におきまして、生命身体に危害が及ぶ場合においてこれを制止するといふものと全く同一でございます。六条は警職法以上に出るものではない。それでこの前ある新聞でも私大へん皮肉られました、プラスもマイナスもないと言ったのは、この条文について法律を申し上げたわけでありませぬ。ただ全体として先ほど冒頭に申し上げましたように、こういう法律ができることによりまして、一般の風潮が酔っぱらいというものについて、酔っぱらいが公衆に迷惑をかけるということがいけないことだという気分を大いに強める。そういう酔っぱらいについて警察が取り締まるべきときに遠慮をしない、遠慮をせずに、酔っぱらいだから見のがすというふうなことでなしに、公衆のために警察の活動が活発になる、警察官の責任感を強めるといふような意味合いにおいて、従来もやるべきことを、こういう法律が出ることによって、責任感を強めるといふ意味において強化されるということ、これは当然あると思うのでございまして、このために従来の警察活動と比べて権限的に非常に強くなったとか、それに専念するといふ意味ではなくて、従来ややもすれば日本の従来の慣行として、酔っぱらいだから仕方がないといふような安易な気持で、非常に非文化的な市民生活というものが見のがされるというふうなことがないよ

うに、警察官の責任感を強めて参りたい。こういうふうな考えをおつたわけにございまして、法案が出ますればそういう趣旨の指導に努めて参りたい、こう考えております。

○小澤(本)委員 この法案の持つ法律的な効果と申しますか、そういう面に重きを置いて、そのために一般大衆もまた警察官も、はつきりした態度がとり得るというふうな、そういうふうないわゆる教育的な効果を重く見ていく、警察官の職務執行につきましては従来と大差がない、こういうお考えのようになつておられますか。

○柏村政府委員 大きい筋といたしましては、ただいまお話しになりましたように、教育的な効果が非常に多からうと思つて、しかし警察が、これが出ても従来と同じだといふ意味ではございませぬ、一つには警察官の責任感といふ心理的な問題がございませぬ。また法律自体におきまして、権限的に、あるいは権限は同時に警察の責務を伴うわけにございませぬ、そういう意味において拡大をされておるわけにございまして、その点は決しておろそかにして、教育的効果だけを考えると、十分にはなしに、警察として、十分にこの法案が成立した場合には法律の精神を生かすように、執行についても努力して参りたい、こう考えておるわけにございませぬ。

○小澤(本)委員 犯罪防止基本対策要綱というのが一月の二十五日に出ています。これには、「めいいていによる暴力を排除するため必要な諸施策を強化すること。飲酒めいいていに伴う暴力は善良な市民に迷惑を及ぼすことが著

しいのみでなく、時には恐るべき殺人、傷害に移行することが多いので、このような飲酒めいいてい起因する暴力に対しては断固たる措置が必要である。したがって、このような泥酔者に対する対策として、その保護、収容施設の拡充をはかるほか必要な法的規制措置を行なう。」というふうなことがありませぬ。これはおそろしくあなたのごころでお作りになつた要綱だと思つて、これに書いてありますところを今読みましたように、「断固たる措置が必要である。」それから「保護、収容施設の拡充をはかるほか必要な法的規制措置を行なう。」というふうな書き方があります。この酔っぱらいに対する、いわゆる酩酊者に対する公衆の迷惑を避けるために何らかの措置をしたといふお気持はこの要綱にあつたと思つて、この要綱に從つて政府の側においてどのような法的措置等の立案と申しますか、計画があつたのかどうか、その点をお伺いしたい。

○柏村政府委員 この犯罪防止基本対策要綱そのものは私の方で立案したわけにございませぬ。これは自由民主党の關係の方が案をお考えになりました、そして最後に政府で決定された。その間において私どもの意見を徴されるという問題はございませぬけれども、そもそも発案といふものは自

民の方でなされたわけにございませぬ。ただ、その間に若干私どもも意見を申し上げたり、参考にしていろいろ意見を聞かれたりいたしました關係上、その御趣旨といふものは私どもも大体了解をいたしておるわけにございませぬ。このための立法措置としては、今

も大体お考えになつておつたことではないかといふふうに思つたわけにございませぬ。

○小澤(本)委員 大体の長官のお考えはわかりましたが、要するにただいまのお話の程度では、この法案に対する警察当局側の積極的な意図と申しますか、このせつかくの法案を生かしてその適正な運用をはかつて、日本から酔っぱらいの横暴、これをなくしようといふことに対しての態度といふか、そういうふうな積極的なお気持がどうもわかれぬような気がするのですが、その点いかがですか。

○柏村政府委員 酔っぱらいの取り締まりといふことは、保護と申しますか、公衆に迷惑のからぬような措置といふことについては、警察は常々努力をいたしておるわけにございませぬ。特に大都市等におきましては、この保護施設等についても相当整備をはかつておるわけにございませぬ。従来法令によりましてその万全を期しておつたわけにございませぬけれども、長い日本における因襲、酔っぱらいといふものについての寛大な見方といふ悪風といふものがなかなか除去されない。従つて平生非常にりっぱなおとなしい人でも、酒に酔つたことによつてむちゃをやるといふこと、そのむちゃをやつたことが酒の上だからといって世間も認めていくといふことが往々ありがちなんでございませぬ。そういうことで私どももいたしまして、平素からこういうものについて何らかの強力な措置をとり得るような雰囲気が出てくる、同時にまた若干でもそういうことで、警察官の態度が変り得るような法的措置といふようなことは希望いたしておつたわけ

でございますけれども、こういう問題は警察で取り締まるということだけで問題が片づくことではございませぬ。何といつても社会の一般の風潮がそういうことになり盛上がつたことにかぬと思つて、その盛上がつたことについてどうしてもそのワクをまたさらに越えていくといふようなものについて、警察がこれを規制していくといふことになるべきものと考へておるわけにございませぬ、そういう意味で私どもは決して消極的な気持を持つておるわけにはございませぬが、社会の一般の風潮よりも先がけて警察でやつて、警察がやれば酔っぱらいが掃き除けるのだといふ犯罪者扱いをしていくといふような考へ方ではいけません。全体が道徳的、文化的になつていく中において、なおかつそのワクを越えてむちゃをやるといふような者について、警察が取り締まっていくといふことが妥当であらう。しかも今度こういう法律ができるということになりますれば、そういう者については厳正に警察として取り締まっていく責任も持つわけにございませぬ、権限もまた与えられるわけにございませぬ、そういうことではございませぬ、御期待に沿つていかなる執行をいたして参りたい、こう考えております。

○小澤(本)委員 この法案につきましても、法理論としてはいろいろ問題があるかと思つて、ただいま長官のお話のように、また御提案の方々の御意向もそこにあると思つて、きわめて高い教育的な雰囲気、空気が、そういうムードを持つた法律でございませぬ、また關係の事柄が一つの法律に盛り込まれております。国民の側にお

ける酔っぱらいにあまりに寛大であるというこの気風を改めていく上に大きな効果があるというを私も期待いたしておりますし、またそのように確信もいたしておるわけでございますが、今長官のお話のように、警察が先頭に立つてということも適當でないということになるわけでございますが、少なくともおくれなくように、警察がかえって消極的な態度をあまりに出すことによつて、この法案の趣旨が通らないといふことをかえつて私はおそれるわけでございまして、その点は御如才もないと思ひますが、はつきりした方針でもって長官の御指導をいたされようかと思ひます。

さて、次に第一條の關係でございませう。この醜態という「酒に酔つている者(アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者(をいう。))」こゝろいう法文になつておられますが、参議院の委員会におきましても論議が尽くされたように伺つております。どうもこのいわゆる醜態という程度の問題がこの法文でははつきりいたしません。あるいは醜態というのとどのような違いになるのか、あるいは醜態を含むのか含まないのか、その一步手前の状態をいうのか、こゝろいう点か実は大事な点でございまして、それについての長官の御所見を承りたいと思ひます。

○柏村政府委員 この醜態の定義でございませうが、もちろん醜態といふのは醜態を含むというふうに私も考へておるわけでございまして、参議院の委員会においても御説明申し上げましたように、まず酒を飲むということから始まるわけです。酒を飲んで何ら心身

に支障がないといふような状況も私はあると思ひます。かえつて頭がさるという者もあるわけですから、しかしさういふ度を越えて、正常な行為を行ない得ないようなおそれのあるという一種の酔っぱらつた状況といふものがあるわけでございまして、その程度になつた者はすべて醜態者、こゝろいうふうな考へております。それが度を越して参りますと、いわゆる醜態者といふことになつて、ほんとうに酔っぱらつて意識がはつきりしない。さらに度が高じていけば心身耗弱であるとか心神喪失という状況になるわけでありまして、その酔つて正常な行為ができないおそれのある段階から以上のものは、醜態者も含んですべて醜態者と、こゝろいうふうに觀念しておるわけであります。

これは道路交通法等において酒に酔つて運転するといふような場合においても、酔つたといふ状況、醜態者ももちろん酔つてゐるわけですから、そゝろいうのもも全部含んで醜態者として取り締まりをいたすようにしておるわけでありませう。

○小澤(木)委員 そゝろいふようにおつしやいませうが、「アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態」こゝろいふふうにあります。で、きない状態をなしに「できないおそれのある状態」こゝろいふ書き方がしてあるのであります。これは提案者の御意図がどこにあるか、あとでお伺ひしたいと思ひますが、私としては、おそれのある者もすでにその状態にある者と同じように解釈できるものであるか、どうもそゝろいふ点がすらすらと讀むと出てこない。それから道路交通法にはどゝろいふふうな言葉が使つてあります

か、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柏村政府委員 ほんとうに正常な行為ができない状態にある、もうこれは客觀的にもできない状態にあるといふ者も、おそれのある者の中を含むといふことは、先ほど申し上げたわけでございますが、それは實際正常な行為ができない者でも、居眠りをしておる居眠りをしておればこれは正常な人間にあるわけでありまして、これは正常に居眠りをしておる。しかし酔つて居眠りをしておる者があつたら、おそれがあるといふことになるわけですね。だから正常な行為ができない者は當然含まれるといふふうには私どもは解釈しておるわけであります。道交法におきましては百八十八條の第一項第二号におきまして、「酒に酔い」といふ用語が使われておるわけでございませうが、これも定義として「アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。」といふふうにいたしておるわけでありませう。これは常に正常でないといふのは、これは相當度を越してゐるわけですが、瞬間的に正常な場合もあるし、正常でない場合もあるといふのが、普通酒に酔つてやる人間の行爲だと思ひます。従つてやまの人間の行爲ができないおそれがあるといふことは、正常な行爲でない者は當然に含まれるといふふうに考へておるわけであります。

○小澤(木)委員 酒に酔つて眠つてゐる場合に、それは行動してありませんから、これがもしさめたときに正常な行動ができないおそれのある状態である、それはよくわかりませう。しかし第

三條のは眠つておらないのですね。こゝろいふ公共の場所または乗物において醜態者が粗野または亂暴な言動をしておる。こゝろいふ場合には眠つておるわけじゃございませうが、その醜態者はおそれのある者なのか、あるいは正常な行為ができない状態にあつてそゝろなつてゐるのか、これはどういふふうにお考へになつてこゝろいふのか。

○柏村政府委員 現に粗野または亂暴な言動をしてゐるといふことは、これは正常な行為だと思ひますが、そのものも言えないと思ひますが、そのものもなる醜態者、酒に酔つてゐる者といふことをとらえて言ひますれば、それを言ひ出す前は、おそれのある状態ですね。従つておそれのあるといふ大きなところをとらえて、そゝろして現実に取り締まりの対象とする。あるいは法の対象とする場合は、現実に現れた行爲、正常でない行爲といふものをとらえていくといふことになるわけでございませう。従つてワクとしてはおつておくといふふうに考へるべきだと思ひます。

○小澤(木)委員 警察庁長官の御説明は一応そればかりですが、提案者としてはどういふふうに御説明になりませうか。

○紅露参議院議員 醜態者の判定でございませうが、私もこれはもう常識的に考へておつて、これが醜態者であるかどうかといふことは、その言葉づかいとか動作とか、あるいは服装の状態とか顔色なども、やはり相當醜態する顔に出るものでございませうから、そゝろいふこと、それから酒のにおいが非常に強いか、そゝろいふ一見してわかる状態、そゝろいつたものを

とらえて考へておるわけではございませう。醜態者ももちろんこの中に入つておると解釈したいと思ひます。

○小澤(木)委員 参議院の審議の過程を拜見いたしますと——法務省の刑事局長おいでですか。

○濱田委員長 刑事局長はちよつど法務委員会に出て発言中のよりでありますから……

○小澤(木)委員 だいた見解が異なつておつたように伺ひかけあります。大事なことではありますので、こゝろいふ点の見解を一致させておく必要があらうかと思ひます。後ほどおいでになつたら伺ひたいと思ひます。それでは先へ進みますが、第三條の關係でございませうが、先ほど警察庁長官のお話では、第三條は實際的には醜態者であるいはそれより少しは度合いの薄い者にも及ぶようなことをおつしやした。現実には醜態者といふことになりませうか、警察官が職務を執行するにあつて保護を必要があるかと判断をする場合に、醜態者といふことが今までと同じように基準になるものかどうか、そゝろいふ御方針でありますかどうか、お聞かせたいと思ひます。

○柏村政府委員 ただいまお尋ねの点は、先ほど申し上げましたように警察官法の第三條の醜態者とおおむね一致するかと考へますが、ただ表現の上で醜態者よりは広い。具体的な例としては、これも先ほど申し上げましたように、たとへば公園のベンチで粗野な形で寝そべておる、醜態とは言えないけれども、そゝろいふふうなことをいたしておると、いかがわしい人間に變なことをされるおそれがあるといふような者

は保護するということもあり得ると思
うので、泥酔者よりは法文としては範
囲は広い。しかし、實際執行の面では、
ほぼ現在の警職法の三条とそう違つた
執行にはなるまいかというふうに考
えておるわけでありませぬ。

○小澤(本)委員 警職法の場合には
「酔ひのため、自己又は他人の生命、
身体又は財産に危害を及ぼす」云々と
書いてあります。本法案におきまして
は「本人のため、」と書いてあります。
今のお話では泥酔またはそれに近い状
態、実際上は泥酔者を扱うというお話
でございますが、その場合におきまし
ても「本人のため」というのと、それ
から「自己又は他人の生命、身体又は
財産に危害を及ぼす者のある者」、こ
ういうふうに言葉が使い分けてありま
す。これをどういふふうに御解釈にな
りますか、「本人のため」といふのを……

○柏村政府委員 第三条につきまして
は参議院において修正をされて、その
修正されたものがこちらに提案されて
いると思つておりますが、当該酌量
者の言動、その酔ひの程度及び周囲の
状況等に照らして、本人の生命または
財産を保護するため、応急の救護を要
すると信ずるに足りるといふことで、
他人に対する危害というものを除いて
あるだけでありまして、おおむね警職
法の場合と同等という私どもは観念を
いたしておるわけでありませぬ。

○小澤(本)委員 私のところにてお
りますのは、「本人のため」としてあ
りまして、生命、財産等はありませ
ぬ。どうですか。

○柏村政府委員 ただいま申し上げま
したのは私の間違ひでございますして、
当該酌量者の言動、「その酔ひの程度

及び周囲の状況等」というのが加わり
まして、私の申し上げました本人のた
め、生命、身体、財産を保護するとい
うのは入りませぬ。「本人のため」と
いうことではありませんが、「本人のた
め」と申しますことは、考え方として
は本人の生命、身体、財産のためとい
うことに当然考えられるわけでありま
して、法意としては先ほど御答弁申し
上げたものと変わりありません。

○小澤(本)委員 そういたしますと、
「本人のため」とは、警職法における
自己の生命、身体または財産に危害を
及ぼす、こゝろいふものと同じように解
釈せられるという意味でありますか。

○柏村政府委員 本人の生命、身体、
財産の保護というふうに、同じ意味と
いうふうに私どもは考えております。
○小澤(本)委員 第三条を初めから読
んでみますと、警職法の場合と違いま
して、公共の場所または乗りものにお
いて、粗野または乱暴な言動をしてい
る、こゝろいふことがあるわけであり
ます。公衆に対していろいろな迷惑をか
ける、こゝろいふことがあるのであり
ます。従つて「本人のため」といふの
は、ただ本人の生命、身体または財産
に危害を及ぼす、こゝろいふ場合のみ
限るのか、あるいはもう少し倫理的な
と申しますか、そういうニュアンスを
持った表現であるのか、こゝろいふ点
について私はいささか疑問があるの
であります。ことに警職法にありませ
ぬ。「自己又は他人の」——この法案には
他人の生命、身体または財産に危害を

及ぼすということはないけれども、こ
の公共の場所または乗りものにおい
て他人に著しい迷惑をかけるという事
態、これが他人に危害を及ぼすもので
ある。従つてここにはことさらに他人
の身体、財産、生命といふことは書か
ずに「本人のため」と書いたものであ
つて、かなりの程度の社会的倫理的な考
えが本条にあるように私には受け取れ
るわけでは。しかるに長官としては、
これは警職法の場合の他人を除いた自
己だけの生命、身体、財産という意味
に解釈すると言われますならば、せつ
かくこの法案ができたほんとうのねら
いというものを、先ほどおっしゃつた教
育性も申しますか、社会的倫理性とい
うものが全然没却された考え方になり
はしないか、もちろん、こゝろいふこと
に便乗して警察官の権利の、いたすら
なる公民権の不当な侵害といふよう
なことは成り立たなければなりません
けれども、この法案ができました事情
からいまして、またこの法案の法
意からいまして、そのような私
の解釈が誤つていられるか、ある
はそういう方針に警察当局が立つこと
がいけないのかどうか、この点につ
いても一度御答弁をお願いしたいと思
います。

○柏村政府委員 ただいまお話し
のよ
うな倫理的といふは、酔つぱらい
といふものがある意味の懲罰的意味に
おいて取容するといふような立法例が
外国にはあるわけでございます。当初
この法案を立案された方々において
も、そういう御意図があるいはあつた
かともそんたくいたすわけございま
すが、いろいろ御検討の結果、この第
三条においてはそういう趣旨は考えな

い、あくまでも「本人のため」とい
うことで、本人のための保護といふこと
に限定されたわけでございます。しか
し第四条で罰則がございませぬし、第
五条におきまして、警察官はさうい
う行為を制止するといふことがあり、そ
の制止を聞かずにあくまでも他人に迷
惑をかけた場合におきましては、これ
は罰金刑に処せられるといふことがあ
るわけでございます。警察官はさう
いふ場合本人のために保護するとい
ふ必要はないが、著しく公衆に迷惑を
かける行為をやつておる、さういふの
制止しなければいかぬ。その制止に
応じないでなおかつやる者は、これは罰
金刑でございますから、その場で逮捕
することもできるわけでございます。
さういふ悪質な者については、警
察官がこれを逮捕して勾留するとい
ふようなことが可能になるわけござ
います。従つて第三条のお尋ねの点
は、これはあくまでもやはり本人の保護、
警職法三条にいうような意味と大体同
意に解してよろからう、こゝろ私
は考えております。

○小澤(本)委員 私が伺ひました
のも、本人を懲罰するといふ意味では
ちろんないのであります。むしろ本人
のために——そういう言葉が使われて
いかどうかわかりませんが、本人の社
会人としての名譽のために、社会の公
衆の前で、公共の場所または乗りもの
において、このような粗野な行動をす
る者を公衆の前から隔離すると申し
ませぬ、離す、処罰するといふ意味で
ございませぬ。公衆が非常に迷惑を
している。しかし本人のため、生命、財
産、生命、さういふことのほかにその
人の人格のために、こゝろいふ意

味で、懲罰ではなしに、あくまでも
人のために、そして大衆の目の届く
ところでそのようなことが行なわれて
大衆に迷惑をかけている、従つてこれ
に対して警察があたふた手でもつて本
人のためにこれを適當なところに保護
をする。こゝろいふ法意のようにも伺
うのですが、そこでやつていふことは警
察官の権利の乱用といふことにつな
がる問題でございまして、非常にむず
かしい、デリケートな問題でござ
います。けれども私は、こゝろいふ法律
ができたのは、ただ警職法における場
合と同じだ、これと変わらないとい
ふのは、提案者の方々の御苦勞なす
つてきた法律の精神といふものがあ
まり生かされないのでないかといふ
気がいたします。もう一度こゝろい
ふのでございませぬ、その点の御見
解を承
りたい。

○柏村政府委員 そこまで御質問に
な
りますと、これは立案者にお聞き願
いたいわけでございますが、私も立案
の方と話し合ひをいたしました法意
は、当初はともかくも、決定版にな
つた後においては、やはりさういふ
に広く考えないで、警職法と大体同
じ考え方であるといふことのように
承つておるわけでございますし、や
りざりざりは職権乱用といふいろ
んな問題になるわけでございます。こ
のまま通りますれば、私ももと
第一線の警察に対してさういふ指導
をして参りたい、こゝろ考えておる
わけ
ございませぬ。

○小澤(本)委員 さういふ御意図
であ
ればもとより危険はございませぬ。権
利侵害の危険がございませぬので、
警察としては最も穩当な行き方かと存じ

ます。しかしその心の裏には、やはりこころいものがあるという含みは御指導の御当局が持つておられる必要があるのではないかと私は思います。権利乱用につながるから従つてさうらぬ神にたたりなしという気持では、せつかくの法意が消し去られるおそれがございます。この点はなお一そう御検討いただきたいと思ひます。

さらに、ちよつと刑事局長がおいでになりましたので伺いたいと思ひますが、先般参議院の審議の状況を速記録などで拜見いたしますと、酒に酔つた度合いでございますね。第一条にいうところの「酒に酔つてゐる者」いわゆる酩酊者、これが酩酊の状態にある者を含むかどうかといふことについて、局長の御意見が出ておりました。逐次論議の間に変化して参つたようでございますので、もう一度恐縮でございますが、初めから理論的に、私どもにわかりやすいように御説明願ひたい。

○竹内政府委員 法律用語の解釈といつたしましては、文理解釈と申しまして、法律の立言そのものに即して解釈いたしますことを主といたします。しかし文理解釈と申しても、文言それ自体にとらわれればならないのでございまして、その法律が規定いたしましたおりました全趣旨から解釈し、さらにまた同種の法律の用語とも関連を持たして、そして適正な解釈に到達するといふのが法律を解釈します場合の私どもの態度でなければならぬと存するのでございます。

そこで本法案の第一条を見ますと、「酒に酔つてゐる者」の注いたしましたし、カッコの中に「アルコールの影響により正常な行爲ができないおそれの

ある状態」こころい文字がございませぬ。この文字もすなおに読みますと、酩酊状態という言葉もこれは法律用語ではございませぬが、実際には学問的な裏づけがありませんと、一体酩酊状態とは何かというふうなことも議論をしなければならぬわけでございますけれども、常識的に申しまして、こころいカッコの中にある文字だけを見ますと、酩酊者は入らないのじゃないかといふ文字上、文理解釈が出てくるかと思ひるのでございませぬ。私、やや慎重を欠いておつたのでございませぬが、さういふ意味において酩酊者は含まれないのじゃないかといふ意見を申し述べたわけでございますが、しかしながら、なおこの法律の趣旨として考へてみますと、第三条を見ますと、本人のために急急の救護を要すると信ずるに足りる相当の理由があれば、とりあえず救護施設、警察署等に保護するといふ規定がございませぬので、こころい場合に酩酊者は除くんだといふことになりませぬと、第三条の趣旨はかたはらず参りますし、この第三条に照応した規定といたしまして、警職法に酩酊者保護の規定がございませぬ。さういふときには特に酩酊といふ言葉を使つておるのでございませぬと、それとこれとの趣旨を考へてみますと、酩酊といふ状態の酩酊者を入れなさいと、法律の趣旨に合はないのじゃないかといふことを私反省をいたして参りました。さらにまた先般御審議を経て通過いたしました道路交通法の方では、特に酩酊者に刑を重くし、処罰を加重しております。この法律もこれと同じよゝな、酒に酔つてゐる者として、アルコールの影響による正常の運転のできない

者、こころいものは酩酊者も入れて解釈しなければこられたおかしなわけでございます。それはさういふ解釈に道交法の関係におきましては行政解釈として決定しておると思つていいわけですが、それとこれとをいろいろ考へてみますと、私の当初申し上げました意見は適切でなかつたといふふうな反省をいたしました。特に発言を求めまして訂正をいたし、その点は酩酊者を含めて理解をすべきであるといふ結論になつておる次第でございます。

○小澤(本)委員 この法案が大トラを引のがして小トラだけを取り締まるといふことにならないといふことが明確になつたわけでございます。けつこりでございます。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 この改正法案です。それはさういふ解釈に道交法の関係におきましては行政解釈として決定しておると思つていいわけですが、それとこれとをいろいろ考へてみますと、私の当初申し上げました意見は適切でなかつたといふふうな反省をいたしました。特に発言を求めまして訂正をいたし、その点は酩酊者を含めて理解をすべきであるといふ結論になつておる次第でございます。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 この改正法案です。それはさういふ解釈に道交法の関係におきましては行政解釈として決定しておると思つていいわけですが、それとこれとをいろいろ考へてみますと、私の当初申し上げました意見は適切でなかつたといふふうな反省をいたしました。特に発言を求めまして訂正をいたし、その点は酩酊者を含めて理解をすべきであるといふ結論になつておる次第でございます。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 それでは長官にお尋ねします。どうも警察官が「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく」これは処罰になる。片一方は「急急の救護を要する」といふ事態がありますから別といたしまして、保護をされる。この「公衆に迷惑をかけるよゝな」これはかけたといふ事実がなくてもよろしい。こゝろい定型があればよろしいといふことでございますが、警察官の判断の非常にむずかしいところだと思ひますが、どういふふうな御指導をなさるつもりでありますか。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

○小澤(本)委員 次は第四条に移りたいと思ひますが、「公衆に迷惑をかけるよゝな著しく粗野又は乱暴」この著しいといふのが三条と四条と違つたところでございますが、これはどういふ違いでございますか。提案者に伺ひたい。

でございます。まあ帝國ホテルあたりでやれば非常におかしな行為でありました。酔っぱらいがおもしろいといつてみんがそれほど迷惑に考へなかつたというより粗野な言動である場合において、これまで村の祭りであり締まつていくことまで必要はないわけでありまして、その場所とか状況というよりなことを勘案して、やはり具体的に取らざる場合におきましては、その人間を証人として参考調書をとるにいたしました。もう、いろいろふうな公衆が迷惑だつたという客観的事実が一つの根拠になるのではなからうかというふうに考へるわけでありませう。

○小澤(本)委員 そりいたしました。この第四条ですが、従来の軽犯罪法の場合と、本法律が制定された場合、第四条を適用する場合、実際検査される場合がふえる見込みですかどりですか。変わらぬという見込みですか。

○柏村政府委員 それは先ほど申しましたように、この法律ができることによつて社会一般が自省して参り、酔っぱらいが変なことをしないようになるというこがねらいだと思ひます。そういう意味ではあるいは減るかと思ひます。しかしながら、こりいう法律ができたにかかわらず、ふがいな国民ということに結果的に言われることになると思ひますが、依然として今までと同じような酔っぱらい天国的な状況でありますれば、これは取り締まりが強化されてふえていくということにならうと思ひわけでありませう。私どもは前者の場合を期待し、折念をしております。

○小澤(本)委員 警察庁の防犯課の調べになつております資料を拜見したのでございませうが、この中で、酔っぱらいに關係あるもので、軽犯罪法違反の検挙人員は、昭和三十四年に千二百七十八人となつております。これは軽犯罪法で検査された者の三〇・八%になつておるといふ数字でございませう。さらに、同じ防犯課の調べでございませうが、酔っぱらいで軽犯罪法に犯れる程度の酔っぱらいは、三十五年の推定では二十四万三千四百六十八人あるという表が出ております。また同じ三十五年の推定ですが、泥酔のために保護する者九万八千二百三十二人となつておるといふ数字でございませう。これを見ますと、酔っぱらいで軽犯罪法に犯れる程度に酔っぱらつておる者が二十四万三千四百六十八人もおるが、三十四年には軽犯罪法違反として検査した者がわずかに千二百七十八人、軽犯罪法に犯れる程度の者が二十四万人おつて、検査した者が千二百人、非常に差がある。こりいうふうな状態、これはどういふ關係でこり出てるのか。警察官が大目に見のがしておるのが大部分で、よくよくひどい者だけ検査しておるのだらうと思ひますが、それいたしましたし、警察庁御当局が出しておられる資料に、軽犯罪法に犯れる程度の酔っぱらいとして二十四万三千もあつておるといふことを出しておるので、これは警察庁みずから軽犯罪法に犯れるけれども、これは軽犯罪法ですから現実他人に迷惑をかけたもの、こりいうものがこんなにあるのに、これに手を触れておらぬといふことはあまりにも寛大な措置をしておるといふことの表

明だと思ひます。あるいは手が足りなためになつておるのかどらうかわかりませうが、しかもそれだけの遠慮しに検査しつておる中で、軽犯罪法の總体のうちから酔っぱらい關係が三〇%ある。ですから、これをもつて警察が適正に、遠慮せず、ほんとうに大衆が迷惑をする者については、法の運用に陥らないように適正にこれを運用することによつて、もう少しはつきりした態度をとるならば、私はもつともつと軽犯罪法の總体の中で酔っぱらいの検査される率といふものは上がつてくると思ひます。従来までこりいうふうな状態である。しかも今度新しくこの法律ができました。従来とあまり変わらぬやうな方ではないのだ、あるいは場合によつては社会教育的効果があつて減るかもしれない。公衆に迷惑をかけるやうな酔っぱらいに對する警察の態度として、はたしてこれだといふかどらうかといふことに私は疑問を持たざるを得ない。権力の乱用をしようとするのではありませう。法律の適正なる適用をしていただきたい、大衆を守つていただきたい、こりいう氣持なでございませうが、これに對する御所見を承りたい。

○柏村政府委員 たいだいまお話の数字は、近日のものかと思ひますが、実は私はその数字は存じておりませう。しかし一般的に申しますと、軽犯罪法に犯れさせようとするれば軽犯罪法をもつて取り締まり得るものを実際に検査して取り締まり得るもの、こりいうわけでありませう。これは単に酔っぱらいのみならず、立ち小便とか、いろいろなものがございます。そりいうやうなものについて一々これを軽犯罪法違反であるといふことで立件してないといふのが実情でございます。これはやはりそりいう法律がありますので、法律に基づいて警告をする、今後を戒めるといふやうなことでやつておるののについて立件していくといふやうな態度をとつておることは、酔っぱらいのみならず、軽犯罪法の運用の一般的方向でございませう。ただ今度の法律が酔っぱらいに對する規制の法律が出るといふことになりませうれば、これはいわゆる刑罰法であると同時に道義法であるといふやうな軽犯罪法とはやや趣を異にして、私どもはその教育的効果をねらひます。けれども、世間は、これが出た場合におきましてはやはり相當の期待を持てらうと思ひます。警察は一般社会の期待にこたへていくといふことが非常に大事なことでございませうので、せつかく法律は出たけれどもさつぱり効果は上らないじゃないかといふやうなことの原因がもし取り締まり面においてあるといふことでありませうれば、これは警察の責任遂行上の間違ひでございませうので、今回法律が出て、私どもは願ひとして社会教育的な効果を大いに期待するわけでございますが、それができない場合におきましては、十分にこの法律の趣旨を生かすやうな運営の妙を尽くして参りたいといふふうに考へておるわけでございます。決してこの法律について無関心である、あるいは教育的効果だけをねらつて、警察は軽犯罪法と同じやうにしておくのだといふやうな安易な氣持は持つておらないことを申し上げませう。

○小澤(本)委員 大へん時間が経過いたしました。まだ二、三伺ひたいことがございませうが、私はこれでやめたいと思ひます。

○宇野委員 たいだいま小澤先生より詳細にわたる御質問がございませう。時間もございませうから重複を避けまして、主として提案者の婦人の先生方にお尋ねしたいと思ひます。まずこりいう法律に對して婦人の先生方が非常なる努力を傾けられてこり上に上程されて、すでに参議院を通つたといふことに對しましては、われわれといたしましては大いに敬意を表したいと思ひます。

○小澤(本)委員 今最後に長官がおつしたように、どうかこの法律をほんとうに生かしてこの法律が運営されるやうに御配慮いただきたい。もちろん人権の侵害といふことは、私どもも特に氣をつけなければならぬと思ひます。警察当局においては特に嚴重に考へていただかなければならぬと思ひます。ただ、しかし一面におきまして、ただ消極的な態度でなしにこの法律を生かす、法に沿つて適正な運営をやるといふやうな御指導を願ひたい。このことによつて、この法律が制定せられた暁におきましては、日本の社会にほんとうに新しい生命を吹き込むといふことに私は期待を思つておるのでございませう。これで私の質問を終わります。

が出たものと思察するといふお言葉がございましたけれども、それにつきまして提案者のお気持を簡単に申し上げますから、この際一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○紅露参議院議員 私ども提案者といひましたは、前の質問者からも出ましたように、やはりこれは社会教育的な意味を多分に持つてゐる。かように考へてゐるわけでございます。警職法、軽犯罪法にも規定のありますものを、ここに新しい構想とともに盛り入れたといふことも、認識を深めて飲酒家に反省してもらひ、国民一般も必要以上に飲酒家に対して寛大であることの必要はないのぢやないか、こういうことをねらつて立案したわけでございます。

○宇野委員 そのお気持は十分わかりました。今いふゆる社会教育的といふお言葉でこの法案の精神を御説明なさつたのでございますが、しかし内容においては警職法も十分生かし、軽犯罪法の精神もここに生かしておし、あちらこちらエキスをこへお集めになつた。そこで節度ある飲酒をすべし。言うならば酒飲みに対する基本法ができたのだといふふうに実は解釈するのであります。社会教育上必要だとおっしゃるのについても、中にはやはり罰則規定においては他の法律よりも強い面がある。この点はどうでございます。社会教育上といひながら、罰則においてはこの法律は軽犯罪法よりもあるいは警職法よりも非常に強いのです。この観点についてどういふふうにお考えになりますか。

○紅露参議院議員 罰則を設けましたのは、ほかの軽犯罪法にはございませ

ん罰金までいつてゐるわけでございますが、これはやはり一つの警告として、私どもはそういう気持を多分に持つてゐるわけでございます。酒の上だからといふことで自他ともにこれを許す悪い習慣がありますので、これはやはり罰則に値するのだ、罰金を取つてもいいほどのものであるといふことを知つていただこう、こういう気持からでございます。

○宇野委員 そのようなお気持をお伺ひいたしました。やはりきせんとした態度で世の中から酒飲みを開放しよう、酔っぱらいを開放しようといふお気持が根底になつてこの法案が出たのです。社会教育上広く啓蒙をなし警告をなし、同時にやつたらこういふふうに罰してやるという断固たるお気持がここにあらうと思ひます。しかしこの気持を見れば表明するのが表題なんです。だからこの表題に防止なんぞぬるいことを書かれなくて、当初はドラ狩り法案であるとか酔っぱらい取り締まり法案であるとかわれわれに言つておつたのでありますから、公衆に迷惑をかける行為の防止といふことではなくて、なぜ思ひ切つて取り締まりといふ言葉を使わなかつたか。しかも一万円以下の罰金といつて警職法あるいは軽犯罪法以上の罰則をお加えになつた以上は、取り締まり法案として出した以上は、取り締まり法案でございますが、これは御婦人の皆様方でありまして、御婦人のやわらかい気持がここに御出るのであります。やはり表題といふものは、しっかりしたものをおわれわれは望むのです。この点、なぜ「防止」とされたか。

○紅露参議院議員 御指摘のような意見も、立案上では出たわけでございます。しかし、こうした法案の出ることは、これは画期的なものでございまして、これまで野放しになつておりましたのを、一挙にそぎびしい名前を打ち出しますのはいかかと思ひます。御婦人議員一同の考えとしては、やはりお言葉にもありましたように外柔内剛で一つ行こう、こういうわけでございます。

○宇野委員 そういふお気持であるならば、あえて私はこの表題について申し上げたくはございませんが、しかしこの法案の内容を読みますと、先ほどから申し上げます通り、軽犯罪法あるいは警職法等のいろいろなエキスを集まつてきたといふ、寄せ集めであるといふ批判もある。しかしこれは当然それによからうと私は認めます。認めますけれども、寄せ集めでない部面が一つあります。それは今申し上げました一万円以下の罰則規定もそうでありまして、もう一つある。すなわち、酔っぱらいがその同居の家族に對して乱暴をした場合には、警官に來ていただいで取り締まつてもよいといふのが出ておる。われわれ男性の側からいふと、いろいろ酒に關係の深いものが多うございまして、こういう法案に對してはいろいろ批判も多いのでありますけれども、しかし家族のその第六條に基づいて警官に侵入していただいてもけつこうだと、思ひ切つた処置を認められておる。私はそれはいいと思ひます。思ふけれども、さすればやはり、これはまた表題に私は拘泥するようではございませんけれども、公衆

並びに家族といふものに対してどうですよといふことをうたつてもらわぬことには、家族は公衆ぢやないのですから。もちろんこれは「防止等」という「等」の中に入つておられますといふよりも、これが特色なものですから、特色があればなぜその特色をここに入れられなかつたのか、この点を一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○紅露参議院議員 御指摘の点は、私どもかねがね問題にしたことでもございまして、一々ごもつとも存じます。そのことも申しました。家族は公衆と區別してここに明記すべきぢやないかといふことであつたのでございまして、六條の立ち入りにつきましても、いろいろ立案の途上に意見が出まして、特に家庭といふものをここに浮かび上げがらさなかつたのでございまして、そのことは私も婦人議員としては、この立案を思ひつきました動機が、家庭の婦人や子供を、悪い癖のある酩酊者、飲酒家から守らうといふ意図で出たのでございまして、この点、今まで野放しになつておりましたのを、家庭の方までそのようになさつて、今必要以上飲酒家に刺激を与えるのではないかと、これらをおそれたわけでございます。これらは一つ今後の問題にいたしたい、かように考へてゐるわけでございます。

○宇野委員 先ほど、酩酊並びに泥酔については、その定義に關しまして、もうすでいろいろな質疑が終つてお

ので、その点に關しましては重複を避けたいと思ひます。私はここで、第三條、第四條並びに第五條、この三つの関連について提案者にお尋ねしたいと思ひます。まず第三條ですが、「粗野又は乱暴な言動をしてゐる場合」とした場合には、いろいろ条件がございませうけれども、適当なところに保護しなければならぬ。これは「してゐる」といふ進行形でございます。第四條は、「粗野又は乱暴な言動をしたとき」といふことで、もうやつてしまつた、過去でございます。第五條は、これは参議院で修正されたのであります。前條第一項の罪を現に犯してゐる者を発見したとき」といふことで、いろいろ進行形とか過去形とかいろいろの三つの条項に並んでおるわけでありませう。そこで第五條においては、前條第一項すなわち「公衆に迷惑をかけるよるな著しく粗野又は乱暴な言動をした」者であります。警官がその罪を現に犯しつゝある者を見つけたときは、制止しなければならぬわけでございます。その制止を聞かなかつたら一万円以下の罰金を食らわすのだ。これは第三條、第五條と関連いたしますが、第三條においては、言動をしてゐる者といふことで、今しつゝあるといふので、それに対して保護しようといふので、第五條におきまして、現に第三條の罪を犯しつゝある人を警官が制止するのですから、その人がその制止に従つたときはどうなるのですか。第三條の規定の準用になるのでしょうか。

○宇野委員 先ほど、酩酊並びに泥酔については、その定義に關しまして、もうすでいろいろな質疑が終つてお

○紅露参議院議員 法文の解釈になり
ますので、法制局から御答弁いたしま
す。

○宇野委員 ちよつと待つて下さい。
私はいろいろ機会にはつきり申し上げ
たいのですが、これは何も意地悪で申
しておるのではない。これは議員立法
です。議員立法をされた以上は、提案
者みずから第三条、第四条あるいは
第五条はいろいろ解釈である。こうい
う解釈によつてこの規定に触れた者は
警察庁はこうしない、検察庁はこう
しないと言ふのがわれわれ立法院に
所属する者です。それを一々あるいは
警察庁がこう言われたからその通りで
ある、刑事局長が言われたからこうで
ある、これではちよつと反対だろつと
思います。だから提案者から、これは
こういふ精神でやつておるのだからこ
ういふことでございませぬと明確な
る御答弁を承りたい。それがほんとう
です。それがわれわれの所属しておる
立法院です。行政府の方々の御意見を
聞いてあめしよ、こうしようではな
くて、これは議員立法で、行政府が出
したのではないのですから、やはり提
案者からそういう法文の解釈につきま
しても御答弁を賜わりたい。私は実は
こういう気持ちで質問をしておるのであ
ります。どうですか。

○紅露参議院議員 提案者というお
言葉であるようですが、立案の途上に
おいては、参議院の法制局と一体と
なつてやつて参りましたので、立案者
という意味でございませぬならば法制局
に答弁をいたさせて差しつかえないと
存じますので、どうぞ御了承を願いま
す。

○宇野委員 了承いたしました。
○腰原参議院法制局参事 第五条第一
項によります言動の制止を警察官から
受けまして、その者が制止に従つてそ
の行為を中止したときにおきましては、
その者が行なつておりましたその
制止を受けるまでの行為が、第四条に
当たるものと考えられますので、場合
によつては、いろいろの手續を経た結
果、第四条の拘留または科料に該当す
ることになりかと思ひます。

○宇野委員 そこが私は非常にデリ
ケートなところだと思ひます。これ
は現実の問題として、第四条だと拘留
か科料になつてしまふわけですが、しか
しそういう者を見つけたとき、すなわ
ち現に犯している進行形、私はなぜそ
ういふ文法上のむずかしい言葉を使
うかといふ、修正されたのですから、
現に犯している、進行形の人です。そ
うすれば進行形なら、第三条も進行形
です。言動をしていないことに当
たるのです。そうすれば、すなおに警
官の制止を聞いた場合はむしろ第三
条にいつて、あなたは科料あるいはまた
拘留もいたしません、保護いたしま
しようといふのか、それともお前はや
はり第四条だといふのか、こゝら辺に
非常にデリケートな問題があるのだ
す。それを直ちにあなたは制止を受け
た場合は第四条にもとるから、その点
の行動ですから科料、拘留の行為と言
われるから、ちよつとその点非常にデ
リケートですから、一つ慎重な御答弁
を願ひたい。これは速記録に載るので
すから、大衆に啓蒙しなければなら
ぬ、啓蒙して酔っぱらいを追放しなけ
ればならぬのだから。

○腰原参議院法制局参事 先ほど私、
その行為が第四条第一項に該当すると
申しました場合に、場合によりまして
はと申し添えたつもりでございませぬ
常にとつては、申し上げなかつたつ
もりでございませぬが、場合によりまし
ては四一条一項で処罰されることもあり
得るでありませぬ。それからさらに
つけ加えますと、第三条のこの保護の
要件に該当する場合もありませぬ。
そのときには保護されることもあるだ
らうと思ひます。

○宇野委員 では直接この取り締まり
に当たられます柏村長官にお尋ねいた
しますが、今参議院の法制局の方の御
答弁によりませぬ、すなおに警官の制
止を聞いた場合、場合によつては第四
条で拘留または科料をくらう場合もあ
るし、場合によつては第三条で保護に
値するといふ場合もある。これは国民
の権利として、非常に大切な場面だ
す。場合々々、この場合はだれが判定
するかといふは、結局おまわりさんが
判定するといふことになりませぬので、
これはやはりはつきりしたものが出て
きますのでしようか、この場合。

○柏村政府委員 第三条はあくまでも
本人の保護でございませぬ。第四条はけ
しからぬ行為についての罰則規定であ
ります。第五条で制止をすなにおに聞
いた場合に、これを立件するかしないか
といふことは、先ほど軽犯罪法でそれ
に該当するよりな事案で立件していな
い場合が相当あるよりなのと同じよう
に、罰則を課さないで、そのまま見の
がすといふこともあり得ると思ひませ
ぬが、しかし状況によつて第四条に該当
するとして拘留、科料にする場合があ
る。それから拘留、科料にする場合

と、選択的ではないのでありまして、
第三条は本人のために保護するといふ
こととございませぬが、保護した場合に
は拘留、科料は免れるといふことでは
ないので、保護して、さらに拘留、科
料を食ふ場合ももちろんあるわけでご
ざいませぬ。従つて第三条はあくまでも
保護の規定、第四条は罰則規定だ。第
三条に該当するよりな場合には、大体
第四条に該当してしまふわけですが、
拘留、科料といふことにならざる危険
性が非常に多いといふことで、警察官
の判断によつて、こいつは保護してや
らう、こいつは拘留、科料にしようとい
うよりなことでなく、おそらく
大部分のものは保護されたときは拘
留、科料になる危険性が相当多いとい
ふことになりかと思ひます。

○宇野委員 大体わかつたよりなわか
らぬよりな、まだわれわれここでやつ
ておつて、長官がそういう御答弁をさ
れておつても、第一線の巡査の判断、
頭一つですから、なかなかむずかしい
問題があると思ひますが、やはり
非常に問題です、こういう場面は、私
はこの法案が悪いと言つておりませ
ぬ。けつこうなんです。けつこうです
から、この運用の面においてはやはり
慎重を期していただいて、統一解釈を
十二分下の巡査の方にもあるいは
酔っぱらいにも浸透するよりにして
いただきたい。そういう点、私は多少表
現はきつうございませぬが、そういう
意味合いの御質問を申し上げておるわ
けなんです。

では大体そういうことにしますけれ
ども、ここで出てくるのが泥酔者と酔
酺者といふことなんです。あるいは泥
酔の極度なものは心神喪失者と申しま

すか、そういう人になつてくるだろ
う。そうすると、もしも今言われまし
たように保護された、保護されてそれ
が場合によつては拘留を食らわして
いいのだし、罰金を取つてもいいのだ
といふ判断のときに、そのとき私は全
く心神を喪失しておつた、この場合は
憲法第三十九条によつて罰することは
できないといふことになつておるので
ございませぬ。そういう判定はどう
されますか。最近自動車の運転者は飲
んではいかぬ、飲んだ場合には、何か
アルコールがどうだろつたらんとい
ふ機械ではつきり見るとか見ないとい
う機械ではつきり見るとか見ないとい
うお考えであります。泥酔者とか
あるいは心神喪失者とか精神障害者
とか、酔っぱらいには種類があるだろ
うと思ひますが、そういう場合酔っぱ
らつても安心して罰金を取られ得ると
いうくらゐの科学的な判定をされる用
意はあるかないか、憲法第三十九条の
無罪だ、この判定はどうされますか。

○柏村政府委員 これは従来から刑法
の解釈として行なわれていることでご
ざいませぬ、特に酔っぱらいについて
科学的測定法といふものを考へておる
わけではございませぬが、従来の刑法
の運用といふものももちろんこれにも
当てはめて参るつもりであります。

○小澤(木)委員 時間の関係で私実は
質問を省略しましたが、ただいま四
条、五条関係の質問が出ておられます
ので、関連してちよつとこれまた長官に
お願ひしたいと思ひます。と申します
のは、第五条の二項の場合には現行犯
逮捕ができると思ひます。しかしこの

すか、そういう人になつてくるだろ
う。そうすると、もしも今言われまし
たように保護された、保護されてそれ
が場合によつては拘留を食らわして
いいのだし、罰金を取つてもいいのだ
といふ判断のときに、そのとき私は全
く心神を喪失しておつた、この場合は
憲法第三十九条によつて罰することは
できないといふことになつておるので
ございませぬ。そういう判定はどう
されますか。最近自動車の運転者は飲
んではいかぬ、飲んだ場合には、何か
アルコールがどうだろつたらんとい
ふ機械ではつきり見るとか見ないとい
う機械ではつきり見るとか見ないとい
うお考えであります。泥酔者とか
あるいは心神喪失者とか精神障害者
とか、酔っぱらいには種類があるだろ
うと思ひますが、そういう場合酔っぱ
らつても安心して罰金を取られ得ると
いうくらゐの科学的な判定をされる用
意はあるかないか、憲法第三十九条の
無罪だ、この判定はどうされますか。

うこととございますが、第六条第一項によりましますと、結局被害者救助ということになりまします。その場合巡査がやつてきた。これは巡査がそれから通報されるのでしょいか、それともどうもあそこの家はくさいなということとで絶えず監視しているものでしょいか、その点はどうでしよう。入り方ですね。警職法第六條においても、あの家でどうも起こりそうだとした場合に入つてもよろしい。しかしその場合には公共の建物だとか、別なことが書いてあります。いろいろな飲み屋だとか、われわれの家庭に警官が入りになる場合は、やむを得ないと認めるときは、そういう状況をだれかが通知するのですか。家族が通知するのですか、近所の人が通知するのですか、どうでございますか。

○紅露参議院議員 これは立案者といひましては、先ほども申し上げましたように、悪いせのある飲酒家が家庭において家族を苦しめるというのを何とかして防ごうという、これが動機になって立案いたしましたものでございますから、相当ここに重点を私どもは置いておるわけでございます。そうして今御指摘のように、どうしてこれは立ち入りをするかということとでございますが、私どもは一時その通報ということも考えたのでございます。それが相当的確なように思つたのでございませうが、立案の途上におきましていろいろな議論を参酌いたしました。これが諸般の状況と改めたわけでございます。諸般の状況の中には、もちろん通報も私どもは入つておると思ひますし、あるいはパトロールでもって警官が発見した場合もございませうし、

通報の中にも家族が通報するといふ場合もあり得る、あるいは近所隣の者が通報する場合もあり得る、あるいは民生委員のような生活の指導をする者が通報する場合もあり得る。あらゆる場合をここに想定して、一括諸般の状況というふうな言葉で表わしたわけでございます。

○宇野委員 柏村長官にお尋ねいたします。まあ、そういう諸般の状況によつて第六條第一項の規定に基づき警官が入りになった場合に、その酔つてゐる人を——これは被害者を救助しろというのが第六條の目的でございますね、家族と酔っぱらいを分離するのてしよいか。どういふふうな技術的な問題をお尋ねするのですか。

○柏村政府委員 これはもう具体的にいろいろの場合があるだらうと思ひます。この六條の規定は、警職法第六條第一項ということでございますから、第五條の制止をする必要のある場合に入つてゐる。その制止をする態様というものは、制止される者の動き具合、これは一々どういふふうにするかということとはちよつとここで申し上げかねます。

○宇野委員 その場合いろいろあることもわかりまします。しかし、たとえはめつたに奥さんが御主人を酔っぱらつてなぐるというのではないので、たいしての場合には男性が女性をなぐるので、それだから御婦人の方々がこの第六條に重点を置かれた。この点については、先ほども申しました通り敬意を表しております。世の中の男性に對する警告である。しかし、この場合警察官が行かれて、その御主人が保護

に値する場合はやはり警察かどこかへ保護されるのでございませうか。そういうケースのことをお尋ねするのです。

○柏村政府委員 保護に値する場合は保護することがあり得るわけでございます。しかし私どもは考えをいたしました。これはあまり起こつておらない。これは警察が家庭の中に入つておるとは私どもはあまり感心しないわけでございます。私はあまりそういう経験はございませぬけれども、かえつてそんなことで警察が家庭の中に入ると、一時間中仲直りができるものが二日かかるというふうにもなりかねないわけでございますので、男性への警告というところで、そういう効果をむしろ期待したいと思つておるわけでございます。

○宇野委員 それはごもつともな御答弁だらうと思ひます。めつたにあつてはならぬことだし、昔から夫婦げんかは犬も食わぬといふので、犬も食わぬものを警官が行つたつて食はずがない。こうは思ひますけれども、やはりこの第六條をお作りになつたときには、こういう家庭が多いのだ、實際それがために娘が親を殺してしまつた、こういう家庭を救わなくちゃならぬ、事實あるんだ、たといそれが九牛の一毛にしかつてあるんだ、あるなればこそこの規定によつて何とかしなくちゃならぬといふことになる。やはりあるといたしましよ。そしてまた、来てくれと言つたら六條の規定によつて警官もそこへ行かなくちゃならぬのです。しかし保護の場合もありましよ。速捕といふ場合もありましよ。あるいは拘留、罰金といふ場合もあるのですが、そういうことが

あつたといひましよ。そういうことがあつたとして、やはりおやじさんを母子から引き離して警察署へ連れていくことはできるのですか。

○柏村政府委員 それはそういう状況に該当すればできるわけでございます。しかしそんなことをすれば、たいがい連れていかなくれといふやうなことになるんじゃないかと思ひます。

○宇野委員 それはわれわれの良識でものを言へばそういうことになりますが、やはりあるとして、その場合の警察の運用の妙といふものを私に聞かしていただきたいならばこそ私は質問をしておるのです。あると想定して——ない方がいい、ないといつたら質問せぬでもいいといふことになりまます。だからあることを想定して、たとえば奥さんが御主人を連れていつてくれ、子供もこんなお父さん要らぬから連れていつてくれ、それで連れていつて警察が保護した場合に二十四時間以内ですわ、二十四時間以内には家族の引き取りがな場合といへども、二十四時間をこえてはならない。こうなつていきます、そのとき家族も引き取りに来ぬわ、二十四時間たつた、そういう場合はどうされますか。

○柏村政府委員 この規定による第三條の保護の場合は、もちろん二十四時間以内には歸すことになりまますけれども、おそらく連れていかなければならぬといふときは、かなり傷害を与えておるといふやうな場合が多かろうと思ひます。そうすれば犯罪としていひゆる検査するといふ問題にならうと思ひまますし、この法律でやる限りは、やはり法律の命ずるところによつて、この

法律によつて保護した場合は二十四時間以内にはやはり歸すといふことになりまます。

○宇野委員 非常にデリケートの面が多うございませうが、一つ慎重を期していただいて、ここにも書いてございませう。国民の人権をじゅりりんしないように、どうせやるやつは当然やつていただかなければならぬのですから大いにどんどんやつていただきたいと思ひます。

最後に一つ、これは決して意地悪な質問ではございませぬけれども、この法律が法律がたまつたら、先ほども小澤委員から効果といふ問題がたまつたが、やはり酔っぱらいを開放する。二十四万人もそういう人がおるといふこととございませうが、世の中はこれから所得倍増になつて大いに飲めよ歌えよという時代が来るだらうと思ひます。法律で未成年者以外は酒を食ふでもよろしい、売つてもよろしい、酔つぱらつてもよろしいが、ただし、こういう酔い方をしてはいけませんよといふ一つの警告といふか、社会教育である。こう仰せられたのですが、その通りだらうと思ひます。しかし一方には所得倍増といふことで世の中が景気がよいですから酒もどんと売れるらしい。あるいはまた来年から酒税も減税しようといふ話も出ておる。大衆酒も減税をしなくちゃならぬ。そうするとますます酔つぱらいがふえていく。その取り締まりをしなくちゃならぬといふところにこの法律の精神があらうかと思ひまます。出た以上は、やはり酔つぱらいを減らさなければいけません。減らそうといふからには、やはり二十四万人もおるといふのですから、それがこ

としては二十万になった、十八万になつたというのが当然であります。だからこの法律の精神は、立案者といつても防止というお気持はわかりませんが、やはり取り締まりだといふ嚴重なる氣持を持って、それを字句に表わす表わさないはけつこうであります。最後に立案者として一言、そういう私の今申し上げたことに対して、これを出して施行した以上は、こうならしたいものであるというお言葉だけをちようだいしておきたいと思ひます。

○柏村政府委員 先ほどの法律による保護ということを申しましたが、家庭の場合にはこの法律による保護はいたしませんので、その点は取り消します。

○紅露参議院議員 大へんにいい御質問をいただきました、私ども啓蒙されるところが非常に多いのでございませう。考えれば考えるほどなかなかむずかしい法案だと思つたのでございます。それなればこそ今日までこれができなかったわけであらうとも考へるのでございまして、御趣旨の点よくわかりましたので、行政方面とも打ち合わせまして、これが十分な成果を上げ得るようにならして参りたい、かように存じます。

○宇野委員 終わります。

○濱田委員長 本日の議事はこの程度にてとどめます。

次会は明十九日開会することといたします。これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

〔参照〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）（参議院送付）に関する報告書
地方公営企業法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七二号）（参議院送付）に関する報告書
新市町村建設促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第九三号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月二十三日印刷

昭和三十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局